

別表十(四)

16欄又は40欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

- ① 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書
- ⑥

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	( )
--------------	---	---	-----	-----

別表十四

平二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入に関する明細書

**16欄**

探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、「第58条第1項」※1、「同第9項」※1、「平成25年旧措置法第58条第2項」※2又は「第58条第2項」※3
- ② 区分番号に、「00203」※1、「00204」※2又は「00482」※3
- ③ 適用額欄に、当該別表十(四)16欄の金額(円単位)を記載してください。

※1 第58条第1項「00203」  
探鉱準備金の損金算入

※1 第58条第9項「00203」  
探鉱準備金の損金算入(企業組織再編成に伴い適用を受ける場合)

※2 平成25年旧措置法第58条第2項「00204」  
海外探鉱準備金の損金算入(平成25年4月1日前に開始した事業年度である場合)

※3 第58条第2項「00482」  
同上(平成25年4月1日以後に開始した事業年度である場合)

翌期繰越	期首探鉱準備金の金額又は期首海外探鉱準備金の金額	12	円
	3年を経過した場合の益金算入額(25)の計	13	
額の計算	同上以外の場合による益金算入額(26)の計+(27)の計	14	
	計(13)+(14)	15	
貸借対照表の金額との差額の明細	当期積立額のうち損金算入額(2)-(1)	16	
	期末探鉱準備金の金額又は期末海外探鉱準備金の金額(12)-(15)+(16)	17	
当期分	貸借対照表に計上されている探鉱準備金又は海外探鉱準備金の差引(18)-(17)	18	
	貸借対照表の取崩不足額(15)-(2)-(18)-前期の(18))	19	
前期分	当期に生じた差額の合計額(11)+(20)	20	
	前期末における差額(前期の(19))	21	
額の計算			
当期益金算入額			翌期繰越額
を経過した場合	任意取崩し等の場合	(25)及び(26)以外の場合	(24)-(25)-(26)-(27)
25	26	27	28
円	円	円	円

**40欄**

新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、「第59条第1項」※1、「平成25年旧措置法第59条第2項」※2又は「第59条第2項」※3
- ② 区分番号に、「00205」※1、「00206」※2又は「00483」※3
- ③ 適用額欄に、当該別表十(四)40欄の金額(円単位)を記載してください。

※1 第59条第1項「00205」  
新鉱床探鉱費の特別控除

※2 平成25年旧措置法第59条第2項「00206」  
海外新鉱床探鉱費の特別控除(平成25年4月1日前に開始した事業年度である場合)

※3 第59条第2項「00483」  
同上(平成25年4月1日以後に開始した事業年度である場合)

新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書			
準備金額の計算	3年を経過した場合の益金算入額(25)の計	34	円
	任意取崩し等の場合の益金算入額(26)の計	35	
	益金算入基準額(34)+(35)	36	
所得基準額の計算	所得金額総計又は個別所得金額仮計(別表四「40の①」又は別表四の二付表「48の①」)	37	
	当期の新鉱床探鉱費の特別控除額	38	
	所得基準額(37)又は(37)-(38))	39	
	特別控除額(33)、(36)と(39)のうち少ない金額)	40	

算	探鉱費基準額(29)又は(31)-(32))	33	
---	------------------------	----	--